

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（2 件）

所管課（室）名
道 路 維 持 課
〃

◎ 公 告

- ・地籍調査の成果の認証
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見

土 地 対 策 室
経 営 支 援 課

告 示

長崎県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月 3 日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 大瀬戸西彼線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字弥太郎519番16地先から 西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字弥太郎456番 1 地先まで	前 A	16.0～20.0	79.5	
	後 A	16.0～20.0	79.5	
	後 B	12.5～75.7	117.6	

長崎県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月 3 日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般県道 渡良浦初瀬線	壱岐市郷ノ浦町初山東触字大米404番1地先から 壱岐市郷ノ浦町初山東触字大米406番2地先まで	令和6年12月3日
----------------	--	-----------

長崎県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町奈摩郷字越首1074番4地先から 南松浦郡新上五島町奈摩郷字椎木山1128番1地先まで	令和6年12月3日

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和6年12月3日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長 崎 市	R元年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 八景町等2単位区域	令和6年11月22日
長 崎 市	R2年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 大崎町第1等2単位区域	令和6年11月22日
長 崎 市	R2年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 青山町第1	令和6年11月22日
佐 世 保 市	R2年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 木風	令和6年11月22日
大 村 市	R3年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第五	令和6年11月22日
大 村 市	R3年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第六	令和6年11月22日
対 馬 市	R4年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 貝口第2	令和6年11月22日
対 馬 市	R4年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 佐護東里第2	令和6年11月22日
対 馬 市	H30年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 古里第1-1	令和6年11月22日
五 島 市	R4年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 小泊第三	令和6年11月22日

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 6 年12月 3 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト